

堺市公報 第58号	平成31年2月15日発行
 堺市公報	発行
	堺市(総務局行政部法制文書課)
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定 相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	7
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	7
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	10

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	12
○大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について 【産業振興局商工労働部商業流通課】	13
○都市公園の廃止に係る公告の縦覧について 【建設局公園緑地部公園監理課】	13
○投票区の設置の一部を改正する告示 【南区選挙管理委員会事務局】	19

告 示

堺市告示第44号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

平成31年2月15日

堺市長 竹山修身

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

リグナイト株式会社

代表取締役社長 吳 美恵子

堺市西区築港新町二丁5番地

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

リグナイト株式会社

堺市西区築港新町二丁5番地

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 33号イ 縮合反応施設 1基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 使用開始年月日

別表2のとおり

イ 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔、1日当たりの使用時間及び使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成31年2月15日から平成31年3月8日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 時間

午前9時から午後5時30分まで

(3) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堀市役所高層館4階

堺市環境局環境保全部環境対策課

別表1

種類	33号イ 縮合反応施設 1基(3号缶)																																				
能力	ロジン変性キシレン樹脂 1000～1600Kg/基回																																				
工事着手予定年月日	許可後すぐ																																				
工事完成予定年月日	工事着手後すぐ																																				
使用開始予定年月日	完成後すぐ																																				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	1バッチ/8時間 24時間																																				
使用時間の季節的変動	特になし																																				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	<table> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>通常</th> <th>最大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>mg/l</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量</td> <td>mg/l</td> <td>160000</td> <td>160000</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量</td> <td>mg/l</td> <td>N.D.</td> <td>N.D.</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質含有量</td> <td>mg/l</td> <td>N.D.</td> <td>N.D.</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量</td> <td>mg/l</td> <td>N.D.</td> <td>N.D.</td> </tr> <tr> <td>燐含有量</td> <td>mg/l</td> <td>N.D.</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>フェノール類</td> <td>mg/l</td> <td>33000</td> <td>33600</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	通常	最大	水素イオン濃度	-	4	4	生物化学的酸素要求量	mg/l	-	-	化学的酸素要求量	mg/l	160000	160000	浮遊物質量	mg/l	N.D.	N.D.	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	N.D.	N.D.	窒素含有量	mg/l	N.D.	N.D.	燐含有量	mg/l	N.D.	0.1	フェノール類	mg/l	33000	33600
区分	単位	通常	最大																																		
水素イオン濃度	-	4	4																																		
生物化学的酸素要求量	mg/l	-	-																																		
化学的酸素要求量	mg/l	160000	160000																																		
浮遊物質量	mg/l	N.D.	N.D.																																		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	N.D.	N.D.																																		
窒素含有量	mg/l	N.D.	N.D.																																		
燐含有量	mg/l	N.D.	0.1																																		
フェノール類	mg/l	33000	33600																																		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /月 1*																																				

*汚水等は全量燃焼処理される。

別表2

使用開始年月日		平成31年1月10日	平成12年3月15日				
種類	廃棄物焼却炉No.4	活性汚泥処理装置	廃棄物焼却炉No.4				
構造	鋼製	鉄筋コンクリート製					
能力	160 Kg/h	80 m ³ /日					
污水等の処理の方法	燃焼分解処理	活性汚泥法					
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間	連続24時間					
使用時間の季節的変動	特になし	特になし	特になし				
区分	単位	通常	最大				
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
水素イオン濃度	-	7	7	7	7	7	7
生物化学的酸素要求量	mg/l	-	-	-	-	-	-
化学的酸素要求量	mg/l	33	25	54	40	108500	109100
浮遊物質量	mg/l	17	10	70	34	N.D.	3
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
窒素含有量	mg/l	18	18	27	27	N.D.	4
燐含有量	mg/l	0.6	0.6	1	1	N.D.	0.1
フェノール類	mg/l	5	N.D.	9	N.D.	33000	35600
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /日	72	72	1.35	1.84		

別表3

排水口名	No.1	No.2	最大
項目	単位	通常	最大
水素イオン濃度	-	7	8
生物化学的酸素要求量	mg/l	12	18
化学的酸素要求量	mg/l	12	18
浮遊物質量	mg/l	4	19
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	N.D.	N.D.
窒素含有量	mg/l	7	10
燐含有量	mg/l	0.2	0.3
フェノール類	mg/l	N.D.	N.D.
排出水の量	m ³ /日	204	272

堺市告示第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成31年2月15日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 アース	就労継続支援 (B型)	しあわせ作業所	大阪府堺市堺区高須町三丁1番19号	平成31年2月1日
特定非営利活動法人 アース	生活介護	しあわせ作業所	大阪府堺市堺区高須町三丁1番19号	平成31年2月1日
特定非営利活動法人 アース	短期入所	ショートステイ しあわせ	大阪府堺市堺区高須町三丁1番19号	平成31年2月1日

堺市告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

平成31年2月15日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
一般社団法人 シャロームケア	計画相談支援	かいごの窓口・相談支援センター一条通	大阪府堺市堺区一条通3番24号	平成31年2月1日
特定非営利活動法人 こうせん	計画相談支援	ケアステーション こうせん菱木	大阪府堺市西区菱木一丁2336-19 2F	平成31年2月1日

堺市告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成31年2月15日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
エクレシア 株式会社	居宅介護	ヘルパーステーシヨン咲楽	大阪府堺市中区深井沢町3284 安田ビル4階	平成31年1月31日
エクレシア 株式会社	重度訪問介護	ヘルパーステーシヨン咲楽	大阪府堺市中区深井沢町3284 安田ビル4階	平成31年1月31日
特定非営利活動法人 ボノボ	計画相談支援	相談支援ボノボ	大阪府堺市北区黒土町25番地3	平成31年1月31日

堺市告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年2月15日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	敷地の		備考
		旧	幅員m	
南長尾8号線	北区南長尾町5丁138番3地先	旧	3.64 5.82	8.66
	北区南長尾町5丁138番3地先	新	5.82 8.00	8.66 (:0136)

堺市告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年2月15日

堺市長 竹山修身

- | | | |
|---|-------------|----------|
| 1 | 道 路 の 種 類 | 市道 |
| 2 | 路 線 名 | 別紙調書のとおり |
| 3 | 敷地の幅員及びその延長 | 別紙調書のとおり |
| 4 | 供用開始の区間 | 別紙調書のとおり |

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	敷地の		備考
		旧 新	幅員m	
鳳南28号線	西区鳳南町2丁151番1地先	旧	3.60 9.45	(0267)
	西区鳳南町2丁150番1地先	新	3.60 9.45	
鳳東3号線	西区鳳東町2丁187番3地先	旧	4.18	(0214)
	西区鳳東町2丁187番3地先	新	4.18	
鳳南3号線	西区鳳南町2丁52番1地先	旧	2.79	(0242)
	西区鳳南町2丁52番1地先	新	2.79	
鳳西鳳南1号線	西区鳳南町2丁52番1地先	旧	3.87 7.35	(0176)
	西区鳳南町2丁52番1地先	新	6.00 8.23	
鳳西鳳南1号線	西区鳳東町2丁196番1地先	旧	2.25 6.25	(0176)
	西区鳳南町2丁68番1地先	新	6.16 7.40	
石津上線	西区鳳東町2丁197番1地先	旧	4.82	(0222)
	西区鳳東町2丁197番1地先	新	4.82	

公 告

堺市公告第91号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月15日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
高反応消石灰（平成31年度上半期分）（年間単価契約）
920 t（特号消石灰使用時の予定数量）
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日
平成31年1月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
恵美須薬品株式会社
代表取締役 中部谷 高司
大阪府堺市堺区柳之町西1丁2-1
- 5 落札金額
¥33,696-（1t当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成30年12月5日

~~~~~

堺市公告第92号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

平成31年2月15日

堺市長 竹山修身

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

トイザらス堺店

堺市北区長曾根町1921

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

日本トイザらス株式会社

代表取締役 ディーター・ハーベル

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,000平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000 平方メートル以下となる日

平成31年1月31日

~~~~~

堺市公告第93号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第3条の規定に基づき、次のとおり都市公園を廃止することを公告する。

平成31年2月15日

堺市長 竹山修身

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	外山公園	堺市堺区南島町5丁174-1
2	松屋大和川通とうかえで公園	堺市堺区松屋大和川通1丁13-123

2 区域

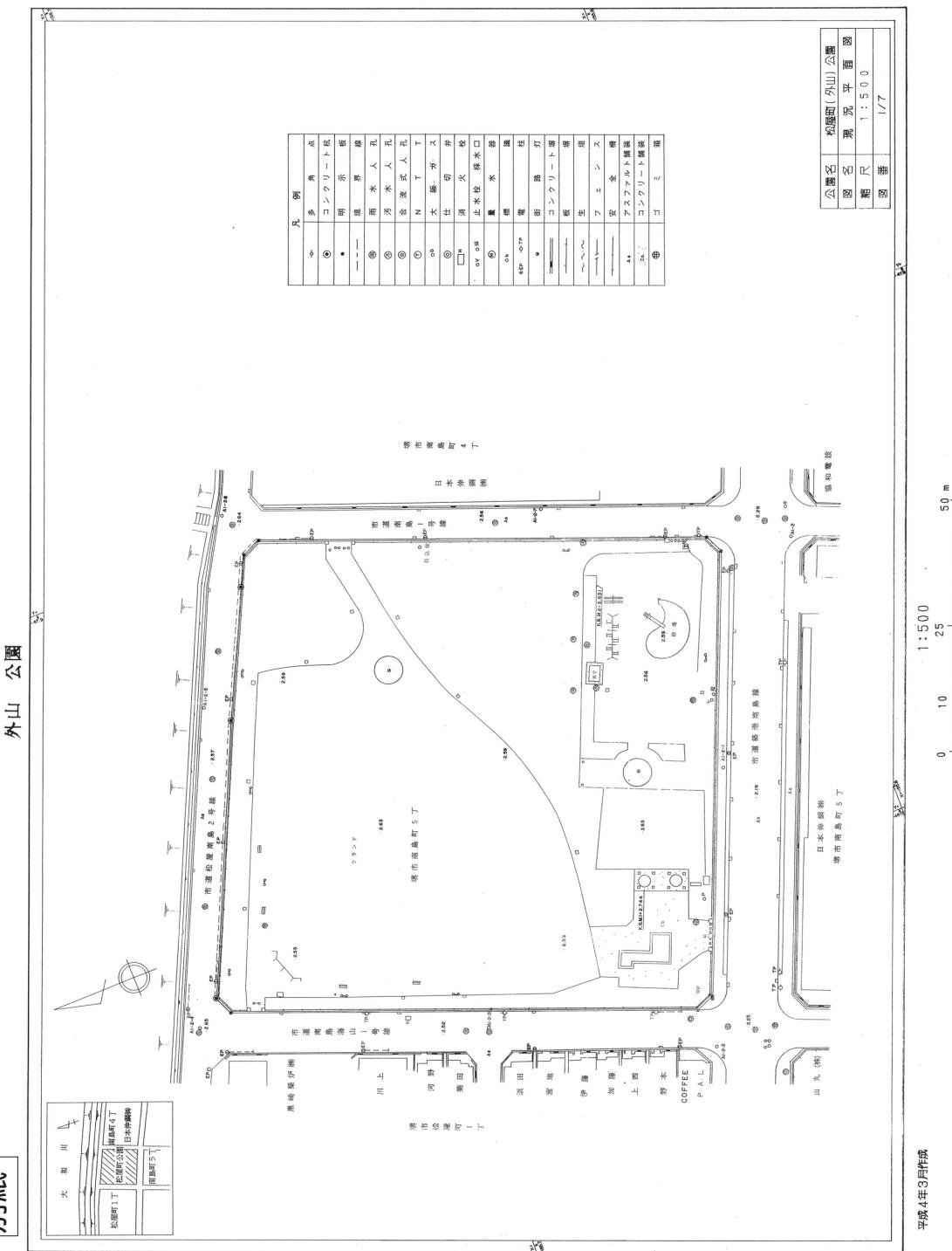
別紙のとおり

詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

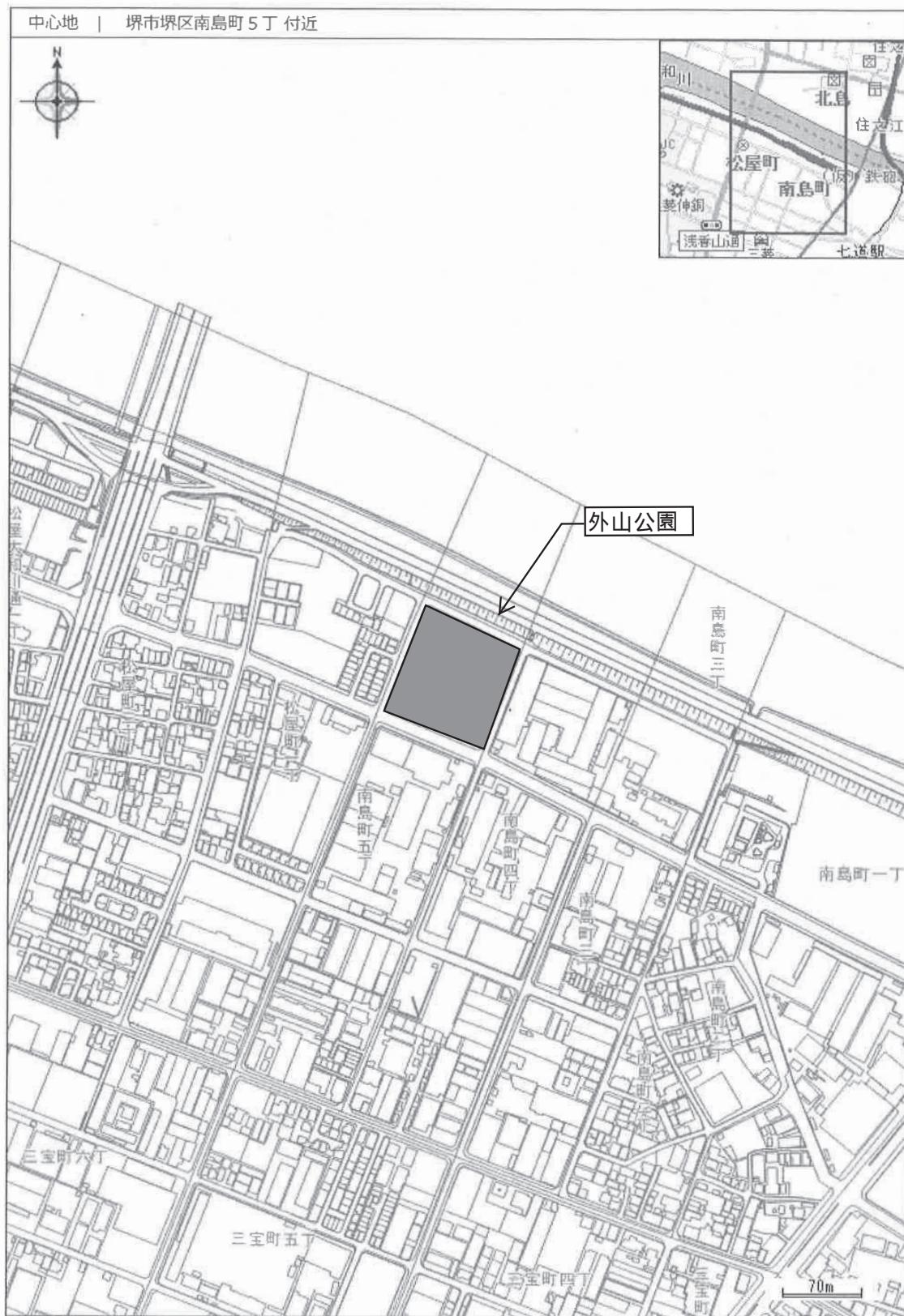
3 廃止の日

平成31年2月19日

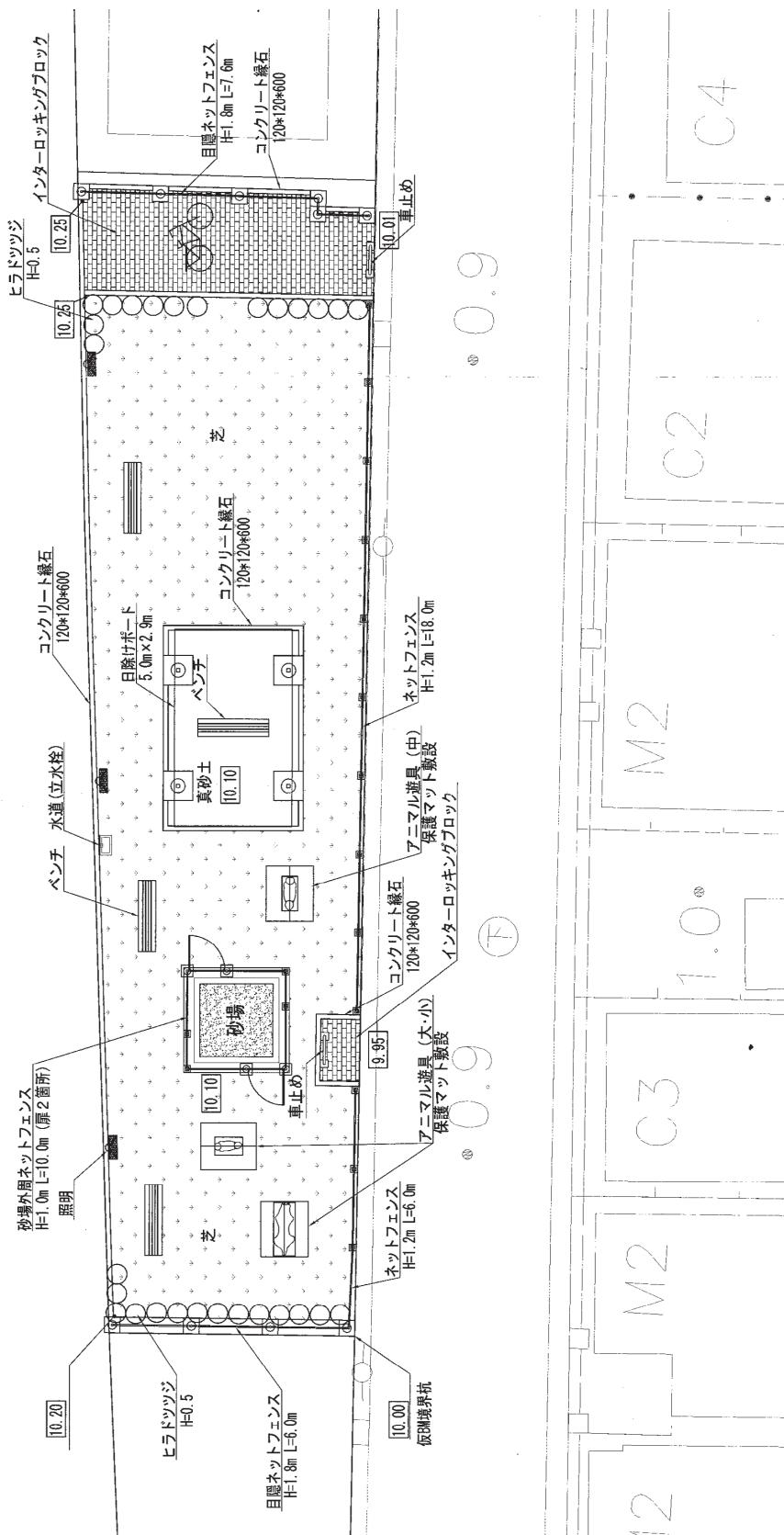
別紙



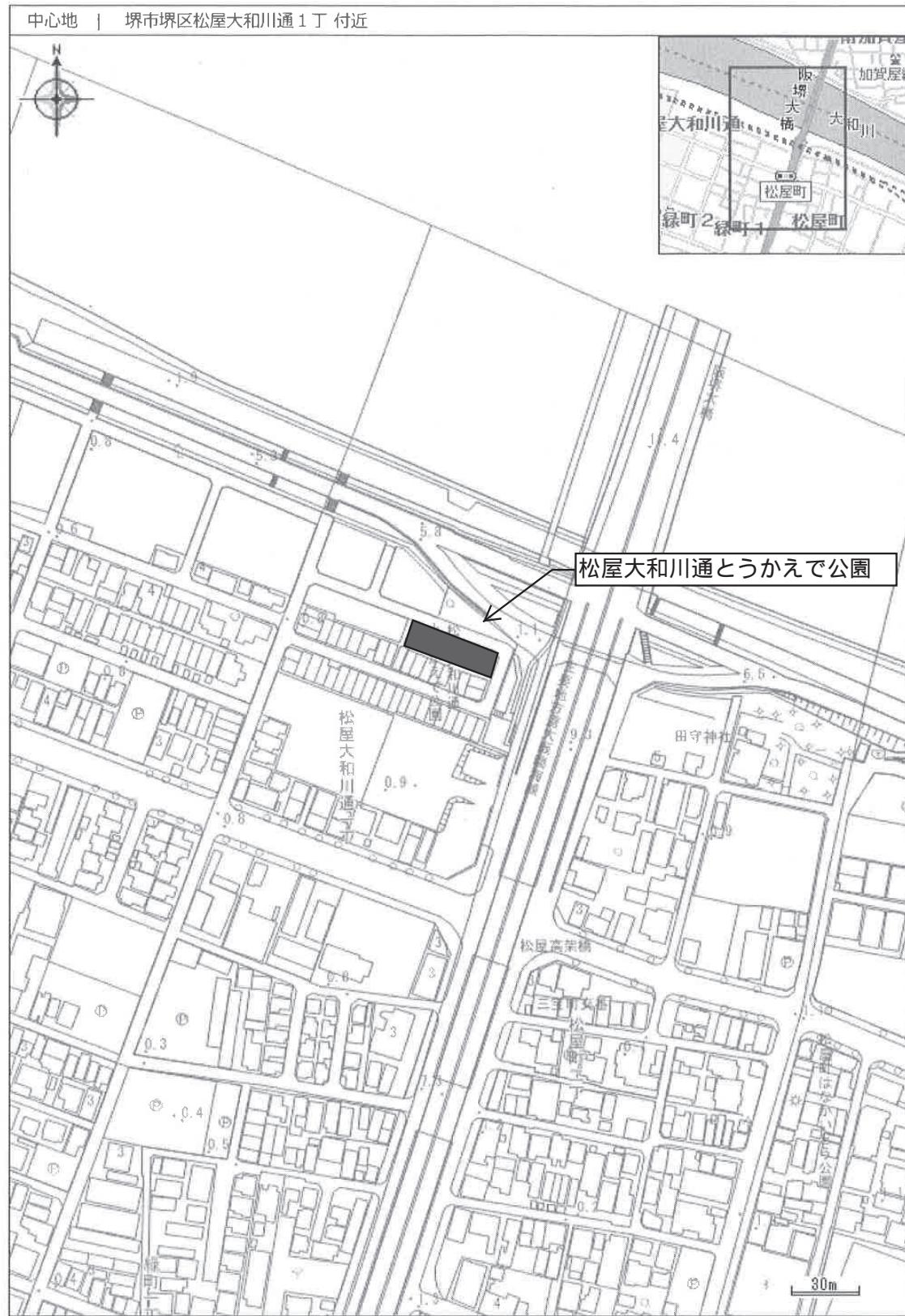
位置図



松屋大和川通とうかえで公園



位置図



南区選挙管理委員会告示

堺市南区選挙管理委員会告示第1号

投票区の設置（平成19年南区選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月15日

堺市南区選挙管理委員会
委員長 乾 進

投票区を定める表第1投票区の項中「及び644番地」を「並びに644番地」に改め、「三木閉」の次に「、豊田（15番地2から15番地50まで、27番地2から27番地7まで、45番地1から45番地6まで、570番地2及び570番地3並びに571番地2に限る。）」を加え、同表第3投票区の項から第5投票区の項までを次のように改める。

第3投票区	片蔵（4番地1、13番地7、108番地1、434番地、442番地、449番地、456番地、460番地及び462番地を除く。）、泉田中、鉢ヶ峯寺、富蔵、釜室（1番地、3番地2から3番地4まで、188番地、295番地から297番地まで、299番地、305番地、307番地、407番地、418番地から430番地まで、1014番地2から1014番地7まで、1050番地1及び1050番地7から1050番地13まで、1052番地5並びに1254番地から1256番地までを除く。）、畑（1799番地3、1799番地36及び1799番地40から1799番地89まで、1813番地、1818番地1及び1818番地4から1818番地22まで、1834番地4及び1834番地14、1838番地5から1838番地7まで並びに1840番地を除く。）、槇塚台2丁（17番3号、24号から26号まで、43号から45号まで及び94号から102号までに限る。）
第4投票区	和田（小代及び三木閉に接続する区域を除く。）、宮山台各丁、和田東、小代（186番地6及び186番地7、266番地7及び266番地8、520番地から566番地まで、600番地、642番地並びに644番地に限る。）
第5投票区	深阪南、土佐屋台、竹城台1丁（3番から12番までに限る。）

投票区を定める表第7投票区の項中「竹城台2丁」を「豊田（15番地2から15番地50まで、27番地2から27番地7まで、45番地1から45番地6まで、327番地1及び327番地3、570番地2及び570番地3、571番地2、1165番地1、1169番地5及び1169番地6、1177番地1、1181番地、1186番地3、1193番地2、1199番地3、1224番地1並びに1225番地2を除く。）、竹城台2丁」に改め、同表第9投票区の項中「若松台各丁」の次に「、片蔵（434番地、442番地、449番地、456番地、460番地及び462番地に限る。）」を加え、「及び1014番

地3、1050番地1及び1050番地7から1050番地13まで」を「から1014番地7まで、1050番地1及び1050番地7から1050番地13まで並びに1052番地5」に改め、同表第14投票区の項中「307番地、407番地及び420番地」を「305番地、307番地、407番地、418番地から430番地まで及び1254番地から1256番地まで」に改め、「(841番地、842番地、844番地、892番地、895番地、899番地及び910番地に限る。)」を削り、同表第16投票区の項中「17番までに限る。)」の次に「、梅、豊田(327番地1及び327番地3、1165番地1、1169番地5及び1169番地6、1177番地1、1181番地、1186番地3、1193番地2、1199番地3、1224番地1並びに1225番地2に限る。)、片蔵(4番地1、13番地7及び108番地1に限る。)」を加え、同表第24投票区の項を削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。